

○農林水産省令第三号

畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（令和三年法律第三十四号）第二条第一項の規定に基づき、農林水産省関係畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年一月三十一日

農林水産大臣 野村 哲郎

農林水産省関係畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令

農林水産省関係畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律施行規則（令和三年農林水産省令第六十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

	改 正 後	改 正 前
	(家畜の飼養の用に供する施設に関連する施設)	(家畜の飼養の用に供する施設に関連する施設)
第一条 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の家畜の飼養の用に供する施設に関連する施設として農林水産省令で定める施設は、第一号に掲げる施設とし、第二号から第四号までに掲げる施設を含むものとする。	第一条 畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律（以下「法」という。）第二条第一項の家畜の飼養の用に供する施設に関連する施設として農林水産省令で定める施設は、第一号及び第二号に掲げる施設とし、第三号及び第四号に掲げる施設を含むものとする。	
一 家畜の飼養の用に供する施設に付随する施設（家畜の飼養の用に供する施設の敷地又はこれに隣接し、若しくは近接する土地に建築等をし、当該家畜の飼養の用に供する施設と一体的に利用する施設をいう。）であつて、次のイからホまでに掲げるものの	一 搾乳施設	
イ 搾乳施設	(新設)	
ロ 口 集乳施設	(新設)	
ハ 畜産経営に必要な貯水施設、水質浄化施設その他これらに類する施設	(新設)	
二 飼料、敷料その他の畜産経営に必要な物資の保管の目的のために使用する施設	(新設)	
ホ 農業用トラクター、トラクターシヨベルその他の畜産経営に必要な車両の保管の目的のために使用する施設（削る）	(新設)	
三 家畜の飼養の用に供する施設又は前号に掲げる施設に附属する門又は扉	二 家畜の飼養の用に供する施設に付隨する集乳施設	
四 家畜の飼養の用に供する施設又は第一号に掲げる施設内の室であつて、畜産経営に関する執務又は作業（軽微なものに限る。）その他これらに類する目的のために使用するもの	三 家畜の飼養の用に供する施設若しくは前二号に掲げる施設に附属する門又は扉	
五 家畜の飼養の用に供する施設又は第一号イからハまでに掲げる施設内の室であつて、飼料、農業用トラクターその他の畜産	四 家畜の飼養の用に供する施設又は第一号若しくは第二号に掲げる施設内の室であつて、畜産経営に関する軽微な執務又は作業、飼料若しくは敷料又は農業用機械の保管その他これらに類する目的のために使用するもの（新設）	

経営に必要な物資又は車両の保管（軽微なものに限る。）の目的のために使用するもの

（家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設）

第二条 法第二条第一項の家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設として農林水産省令で定める施設は、家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設のうち第一号及び第二号に掲げる施設とし、第三号から第七号までに掲げる施設を含むものとする。

一 屋根及び柱又は壁を有する施設（これに類する構造のものを含む。）

二 高さが八メートルを超える発酵槽その他これに類する施設（前号に掲げるものを除く。）

三 第一号に掲げる施設に付随する施設（同号に掲げる施設の敷地又はこれに隣接し、若しくは近接する土地に建築等をし、当該施設と一体的に利用する施設をいう。）であつて、次のイ又はロに掲げるもの

（新設）

イ もみ殻、おがくずその他の家畜排せつ物の処理又は保管に必要な物資の保管の目的のために使用する施設

ロ 農業用トラクター、トラクターショベルその他の家畜排せつ物の処理又は保管に必要な車両の保管の目的のために使用する施設

四 第二号に掲げる施設に附属する施設であつて、当該第二号に掲げる施設を制御するための施設

（新設）

五 家畜排せつ物の処理若しくは保管の用に供する施設又は第三号に掲げる施設に附属する門又は扉

六 第一号又は第三号に掲げる施設内の室であつて、家畜排せつ物の処理又は保管に関する執務又は作業（軽微なものに限る。）その他これらに類する目的のために使用するもの

（家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設）

第二条 法第二条第一項の家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設として農林水産省令で定める施設は、家畜排せつ物の処理又は保管の用に供する施設のうち、屋根及び柱又は壁を有するもの（これに類する構造のものを含む。）とし、当該施設に附属する門又は扉及び当該施設内の室であつて、畜産経営に関する軽微な執務又は作業、飼料若しくは敷料又は農業用機械の保管その他これらに類する目的のために使用するものを含むものとする。

（新設）

七

第一号に掲げる施設内の室であつて、家畜排せつ物の処理又は保管のために必要な物資又は車両の保管（軽微なものに限る。）の目的のために使用するもの

（新設）

附
則

この省令は、令和五年四月一日から施行する。